

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日の記録を平成7年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月31日から7年1月1日まで

A社を平成6年12月31日に退職したが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が退職日と同日になっているので、同喪失日を7年1月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用保険受給資格者証（写）、申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社の元事務担当者等の証言により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当時の上司、事務担当者及び支配人は、「平成6年12月31日まで勤務していたのであれば、同月の保険料は給与から控除されていたと考えられる。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成6年11月の社会保険事務所（当時）の記録から36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主とは連絡が取れず不明であるが、事業主が資格喪失日を平成7年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを6年12月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険

の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛国民年金 事案 640

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から49年10月までの期間及び58年6月から平成2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月から49年10月まで
② 昭和58年6月から平成2年3月まで

申立期間①及び②について、自宅又は会社の事務所へ集金に来ていた市役所の女性の集金人に、国民年金保険料と国民健康保険税を一緒に納付していたのに、申立期間①は未加入、申立期間②は未納とされており、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する市は、「H2.4作成」と記載された申立人宛ての年金記録に関する書面を保管しており、当該書面には、「国民年金 納付期間 2年4ヵ月 (S41.4~43.7)」、「船員保険 納付期間 2年8ヵ月」、「3年6ヵ月の空白」、「厚生年金 納付期間 8年6ヵ月」、「現在(平成2年3月)までの納付期間 13年6ヵ月」と記載されており、その記載内容はオンライン記録と一致する上、当該書面の下部には、「今後の加入・納付可能期間 16年0ヵ月(平成2年4月から18年*月 満60歳)」、及び「通算加入年数(予想)29年6ヵ月 最低加入必要年数25年」と記載されており、平成2年4月当時、同市は、申立人に対し当該時点における年金制度ごとの納付月数、満60歳までの加入年数及び受給要件の可否について説明を行ったものと推認され、当該時点において、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していなかったことがうかがわれる。

また、申立期間①については、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿及びオンライン記録は共に未加入期間とされており、制度上、国

民年金保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②は82か月と長期間であり、同一の行政機関が当該期間の記録管理を続けて誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 2 月 22 日まで
② 昭和 38 年 8 月 31 日から 44 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 54 年 2 月 15 日から 58 年 7 月 15 日まで

申立期間①及び②はA社又はB社（A社から名称変更）、申立期間③はC社において、それぞれ甲板員として勤務していたので、当該期間について船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は、A社又はB社において甲板員として勤務していた旨申し立てているが、申立人が記憶する同僚からは、申立人が当該期間に同社に勤務していたことについて具体的な証言を得ることができない。

また、B社は、申立人の申立期間当時の勤務形態や保険料控除については不明としており、申立人の勤務状況について確認することができない。

さらに、A社及びB社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人の記録は、A社に係る船員保険被保険者番号*番において昭和 35 年 4 月 2 日から 36 年 9 月 25 日までの期間、及び同番号*番において 38 年 2 月 22 日から同年 8 月 31 日までの期間について、船員保険の被保険者であることが確認でき、オンライン記録と一致するものの、これ以外に申立人の氏名は確認できず、当該名簿の記録が訂正された形跡も見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間③については、申立人は、C社において甲板員として勤務していた旨申し立てているが、同社は既に船員保険の適用事業所ではなくなっ

ており、同社の元事務担当者及び申立人が記憶する同僚からは、申立人が当該期間に同社に勤務していたことについて具体的な証言を得ることができない。

また、C社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、申立期間③及びその前後の期間における船員保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事情を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③について、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。